

## IFRS第9号金融商品会計基準の到達点と問題点

岩崎, 勇  
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/18624>

---

出版情報：經濟學研究. 77 (2/3), pp.65-87, 2010-09-30. Society of Political Economy, Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：

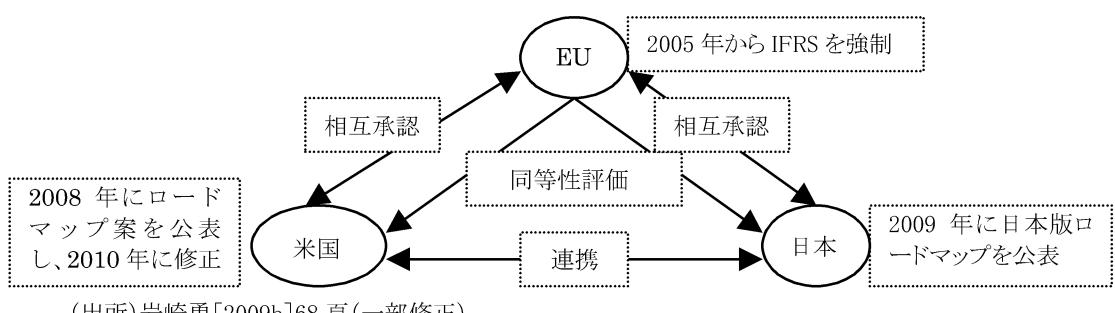
# IFRS 第9号金融商品会計基準の到達点と問題点

岩 崎 勇

## I はじめに

我が国の会計を取り巻く国際的な動向は、めまぐるしく変化している。例えば、欧州連合（以下、EUという）においては、2005年1月からEU域内の上場企業約7,000社に対して、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board 以下、IASBという）が設定した国際財務報告基準<sup>1)</sup>（International Financial Reporting Standards 以下、IFRS<sup>2)</sup>という）に基づく連結財務諸表の作成・公表を強制している。また、米国においては、従来の米国基準を堅持するという米国基準アプローチから、これをコンバージェンス・アプローチに変更し、さらに現在ではIFRSを採用するというアドプロション・アプローチの方向性が強まっている。すなわち、2008年11月に証券取引委員会（以下、SECという）は、2010年から米国上場企業の連結財務諸表についてIFRSを早期に任意適用し、さらに2014年以降において米国上場企業の連結財務諸表についてIFRSを段階的に強制適用するか否かの

図表1－1 IFRSを取り巻く国際的動向



- 1) EUで採用されているIFRSは、正確には完全版IFRSの一部をカーブアウト（適用除外）したEU版IFRSである。なお、以下でもEUに関してIFRSという場合は、EU版IFRSのことをいう。
- 2) IASBが世界的に承認され、遵守されることを目的として開発する会計基準を（狭義の）IFRSといい、その解釈指針をIFRSIC（旧IFRIC）解釈指針という。そして、その前身であるIASCが設定したIASとその解釈指針であるSIC解釈指針の4つを総称して、（広義の）IFRSないしIFRSsという。なお、以下では、この広義のIFRSを単にIFRSと呼ぶこととする。

決定を2011年に行うといふいわゆる「ロードマップ案」(SEC [2008] p.10) を公表し、さらに2010年2月に、これを修正し、2015年以降においてIFRSを強制適用するか否かの決定を2011年に行うという声明 (SEC [2010] p.15, 岩崎 [2010b]) を公表している。

そして、我が国においては、2005年3月に我が国の企業会計基準委員会（以下、ASBJという）の作成する会計基準とIASBの作成するIFRSとの間で会計基準のコンバージェンスを推進するための共同プロジェクトが開始された。また、2007年8月には、このコンバージェンスをさらに加速するためのいわゆる「東京合意」がなされ、同年12月には、これを踏まえた「プロジェクト計画表」が公表され (ASBJ [2007])、2010年9月には欧米の動向を反映してこのプロジェクト計画表が改訂され、これに沿った作業が現在進行中である。さらに、我が国においても2009年6月に、米国の動向を受けて、企業会計審議会 (Business Accounting Deliberations Council: 以下、BADCと略称する) から米国のいわゆるロードマップ案と類似した中間報告、すなわちIFRSを2010年3月期から早期の任意適用を許容し、その後2015年頃から強制適用するか否かについて2012年に最終決定を行うという「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」(BADC [2009b]) が公表されている。

このような状況の下において、社会経済的には、2008年9月に米国でサブ・プライム・ローン問題等を原因としてリーマン・ブラザーズが破綻したことを契機として、世界経済は100年に1度といわれる世界金融危機に陥った。そしてIASBは高品質な単一セットの会計基準(IFRS)を設定することをその目的の一つとして活動しているが、この金融危機への対策の一つとして金融商品会計基準 (IAS第39号「金融商品：認識と測定」、以下、第39号ともいう。およびIFRS第7号「金融商品：開示」) の簡素化のプロジェクトを進行させ、その第1段階として2009年11月にIFRS第9号「金融商品」(以下、第9号ともいう)を公表している。

そこで本稿では、文献研究に基づいて、新たに設定された第9号の、その改訂プロセスをも含めた到達点と問題点を検討することを目的としている。このために、まず第Ⅱ章において従来の会計基準(第39号)の内容の確認と、この基準の改訂がなされた背景を分析し、また第Ⅲ章で従来基準の改訂案の内容を検証し、さらに第Ⅳ章でコメント・レター等を考慮して設定された到達点としての最終基準(第9号)の内容とその問題点について検討している。なお、本稿のユニークさは、第9号金融商品会計基準の改訂プロセスを含めた到達点とその問題点について理論的に検討している点である。

## II 従来の金融商品会計基準の内容と改訂の背景

本章では、以下の議論の前提として、まず従来の金融商品会計基準(第39号)の内容とその改訂の背景について検討することとする。

### 1 従来の会計基準の内容

ここでは、以下の議論を的確に行うために、従来の第39号の概要を確認しておくこととする。まず、第39号の分類と処理の概要並びに主な特徴点を纏めれば、次のとおりである<sup>3)</sup> (IASC [1999] pars.1-102)。

図表2-1 IAS第39号の概要

摘要	評価基準	評価差額	減損
①売買目的（損益表示での公正価値測定）金融商品 <sup>1)</sup>	公正価値	損益計算書（P/L）上の純利益に計上	—
②売却可能金融資産 <sup>2)</sup>		貸借対照表（B/S）上のその他包括利益に計上	有
③満期保有投資 <sup>3)</sup>	償却原価	—	
④貸付金・債権 <sup>4)</sup>			

〔注〕なお、子会社株式等は、IAS第39号の範囲外である。また、一定の条件の下で公正価値オプションやヘッジ会計の適用ができる。)

\* 1 financial instruments held for trading (HFT) \* 2 available-for-sale financial assets (AFS)：持合株式等

\* 3 held-to-maturity investments (HTM)：長期国債等 \* 4 loans and receivables (L&R)  
(著者作成)

図表2-2 IAS第39号の主な特徴点

摘要	内 容
(1)分類アプローチ	保有目的アプローチ
(2)分類	4分類（上図）
(3)測定（評価基準）	4分類に応じて規定（上図）
(4)測定の例外	（持分金融商品及びそれに関係するデリバティブについて）活発な市場価格が存在せず、公正価値が信頼性を持って測定できない場合には、公正価値測定を免除し、原価測定を容認
(5)公正価値オプション（FVO）	⑦会計上のミスマッチ（accounting mismatch）の解消の場合 ⑧公正価値で管理されている場合 ⑨混合金融商品を組込デリバティブと主契約に分離しない場合に適用可能
(6)罰則規定	適用（汚染規定：満期保有投資の早期売却に関する罰則規定）
(7)減損	適用
(8)再分類	一定の状況で再分類（他の区分への振替え）を容認（金融危機対策で導入）
(9)混合金融商品	区分処理法：区分処理するか否か評価し、必要な場合は区分処理

（著者作成）

すなわち、上の二つの図表から分かるように、従来の第39号の特徴としては、①分類アプローチとしては保有目的アプローチに基づき、②金融商品を4分類し、③それぞれについて測定属性を変えた処理表示を規定していた。また、④活発な市場価格（quoted market price）が存在せず、公正価値が

3) なお、参考のために、我が国の有価証券の分類と処理を纏めれば、次のとおりである。

図表2-3 日本の有価証券の会計基準の概要

摘要	評価	表示
①売買目的有価証券	時価	損益計算書
②満期保有目的債権	償却原価	損益計算書
③子会社関連会社株式	原価	—
④その他有価証券 <sup>1)</sup>	時価	税効果会計適用後に純資産へ直入（その他包括利益）

\* 1 持合株式（戦略的投資）等については、50%以上等の株価の大幅な下落時に、減損処理を適用し、純利益に計上（著者作成）

信頼性を持って測定できない持分金融商品については、公正価値測定を免除し、原価測定を認めていた。そして、⑤⑦認識や測定上の一貫性の欠如すなわち会計上のミスマッチを解消する場合、④公正価値で管理されている場合及び⑦混合金融商品を組込デリバティブと主契約に分離しない場合という三つのケースにおいて、公正価値オプションの適用を容認していた。さらに、⑥満期保有投資区分があるので、当初の意図に反して満期保有投資を早期に売却した場合には、罰則規定としていわゆる汚染規定を適用していた。また、⑦金融商品の減損処理については、各分類区分ごとに異なる規定がなされていた。そして、⑧再分類（reclassification：保有目的区分の変更）については、世界同時金融危機のときに、これに対応するという目的で、一定の状況の下において再分類が認められるようになっている。さらに、⑨デリバティブが組込まれている混合金融商品（hybrid instruments：組込デリバティブを含む金融商品）については、デリバティブ金融商品と主契約とに区分して処理するか否かを検討し、必要な場合には、区分処理することとし、組込デリバティブが主契約と密接に関係しているければ、組込デリバティブを主契約から区分処理すること（区分処理法ないし分離処理法）などが挙げられる。

このように、第39号の内容は専門化にとっても若干複雑な分類と処理がなされるような規定になつておらず、前述のような複雑性の削減や簡素化の要求が出てきていた。そこで、IASBは金融商品会計基準の簡素化のために、第39号を新しい金融商品会計基準へ置換えるプロジェクトを組織化し、公開草案や会計基準を公表してきている。

## 2 基準改訂の背景

前述のように、第39号の内容が確認されたので、次にここでは、IASBが金融商品会計基準の簡素化を行うために、プロジェクトを設置し、継続している背景について検討することとする。

これについては、主に次のようなことが考えられる。

### ① 利害関係者からの要請とコンバージェンス

IAS第39号は1999年3月に公表され、2001年1月から適用された。その適用当初から、「財務諸表の多くの利用者やその他の利害関係者が、IAS第39号の要求は理解、適用及び解釈を行う上で難しいとIASBに伝えてきた。彼らは、原則主義に基づきより複雑性の少ない金融商品に関する新しい財務報告基準をIASBが開発することを要求してきた」(IASB [2009a] p.4)。そして、この問題に対処するための一方策として、2006年2月にIASBとFASBが会計基準のコンバージェンスに関する覚書：MoU「IFRSと米国会計基準との間のコンバージェンスに関するロード・マップ——2006-2008」(IASB [2006] p.1)を公表し、このうちの検討項目の一つとして金融商品会計を位置付けた。そこにおいて、IASBはFASBとともに、利用者の金融商品会計基準の簡素化に対する要求に応え、また両者の会計基準のコンバージェンスを促進するために作業を行い、その成果として2008年3月に討議資料「金融商品の報告における複雑性の削減」(以下、討議資料という)(IASB [2008a])を公表した(IASB [2009e] p.10)。そこでは、金融商品会計基準における複雑性の主たる要因が検討され、その複雑性を減少させ、財務報告を改善するための中期及び長期的アプローチが検討されている(IASB [2008a] p.4)。

## ② 世界金融危機

前述の①に加えて、2008年の世界金融危機を契機として、例えば、2009年4月のG20 (the Group of 20 leaders) ロンドン・サミットにおける首脳宣言の一部として、「我々は、会計基準設定主体が、2009年末までに以下のための措置を探るべきであることに合意した。…(中略：著者)…金融商品の会計基準に関する複雑性を低減する。」(BADC [2009] 1頁) というような第39号の簡素化の要求が出てきた。このようなG20からの要求により第39号の簡素化の流れが一層強まっていった。

このように、第39号の簡素化の動きは、最初は財務諸表の利用者の金融商品会計基準の簡素化に対する要求に応え、またコンバージェンスの一環として複雑性を削減させるために素案が出され、その後世界金融危機がこの動きに拍車をかけたといえる。

そこで、以下の議論の便宜のために、第39号の簡素化に関連する事項を簡潔に纏めると、次のとおりである。

**図表2－4 金融商品会計基準の簡素化の主な関連事項の略年表**

内 容		
年 月		(日)：日本 (欧)：欧洲 (米)：米国 (国)：国際
1997 3	• (国) IASC 討議資料「金融資産負債の会計」公表	
1999 3	• (国) IASC IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」公表 (2001年1月から適用)	
2000 12	• (国) JWG 「金融商品及び類似項目 基準案及び結論の基礎」公表	
2006 2	• (国) IASB と FASB がコンバージェンスに関する覚書：MoU「IFRS と米国会計基準の間のコンバージェンスに関するロード・マップ——2006-2008」公表 (このうちの一項目として金融商品会計を位置付け)	
2007	• (米) サブプライム・ローン問題の本格化	
2008 3	• (国) IASB と FASB の共同プロジェクト 討議資料「金融商品の報告における複雑性の削減」公表 (金融商品の分類、測定、ヘッジ会計の簡素化の検討)	
9	• (米) リーマン・ショック	
10	• (国) IASB IAS 第39号「金融商品：認識と測定」、IFRS 第7号「金融商品：開示」の一部改訂 (保有目的の変更・再分類を容認) • (日) ASBJ 実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」公表 (基準の理解の促進や確認のためのもの。時価会計の凍結や停止については触れていない)	
12	• (日) ASBJ 実務対応報告第26号「債権の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」公表	
2009 4	• (国) G20 金融商品会計基準の見直しを要請	
5	• (日) ASBJ 論点整理「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」公表	
7	• (国) IASB 公開草案「金融商品：分類及び測定」公表	
11	• (国) IASB IFRS 第9号「金融商品」公表 • (国) IASB 公開草案「金融商品：償却原価及び減損」公表	

(著者作成)

このように、近年金融商品会計に関する改訂の動きが活発である。

### III 改訂案の内容の検討

前章で第39号の内容及びその改訂の背景が明確にされたので、本章では、第39号に対する改訂案を中心として、まず第1節で改訂案に関する基本的な目的やそこに至るまでの討議資料の目標等を検討し、第2節では改訂案の概要と特徴点を概観し、第3節ではこの改訂案の特徴点を検討し、そして第4節でこの改訂案に対して向けられた反対意見を検討する。これらの検討によりにより改訂案へ至る過程とこの改訂案の特徴点並びにその問題点を明らかにしたい。

#### 1 改訂案の背景

前述のような状況の下において、この新基準への置換プロジェクトの目的は、第39号における多くの金融商品分類区分とそれに関連する減損処理法を、より簡素化された新基準に置き換えることによって、将来キャッシュ・フローの金額、タイミング及び不確実性を評価する財務諸表利用者の能力を改善し、また財務諸表の意思決定有用性を改善することである (IASB [2009b] p.1, [2009e] p.3)。そして、このプロジェクトは、この問題に迅速に対応し、かつ利害関係者に設定予定の会計基準に対するコメントの機会を与えるために、下図のように、①分類と測定、②減損及び③ヘッジ会計の三つに分けられている<sup>4)</sup>。このうち金融商品に関する分類と測定を取扱う基準として IFRS 第9号が公表され、それは減損やヘッジ会計の処理方法にも影響を及ぼす重要な会計基準となっている (IASB [2009b] p.3)。

図表 3-1 IAS 第39号の置換プロジェクトのフェーズ

摘要	公開草案	会計基準	備考
1 分類と測定	09年7月14日	09年11月12日	現在までに完了
2 減損	09年11月5日	—	現在進行中
3 ヘッジ会計	—	—	現在進行中

(著者作成)

そして、2009年7月にこれに関する公開草案が公表され、コメントが9月まで求められ、さらに、直接利害関係者からの意見を聞くために、米国、欧州及び日本において円卓討論会が開かれた (IASB [2009d] p.1)。また、前述の測定区分の簡素化を行うための長期的な戦略として、IASB は、2008年3月の討議資料において、「長期的な解決策——全ての種類の金融商品に対して単一測定法 (a single measurement method)」すなわち「公正価値が、金融商品会計基準の範囲内にある全ての種類の金融商品について適切である唯一の測定属性であるように思われる」 (IASB [2008a] p.43) と述べ、長期的には公正価値による全面公正価値会計を採用すべきことを目標としてきている。ただし、直ちにこの単一測定法へ移行できないので、IASB は、それまでの中間的アプローチ (intermediate

4) なお、第1フェーズのものは金融資産と金融負債とに分離され、別々に会計基準が作成されることになった。

approaches) として、基準の簡素化の方法として、「(a) 測定要求を修正すること（例えば、金融商品の区分数を減少させることによって）；(b) 公正価値測定原則及び公正価値測定についての選択的な例外についての現行の要求を置き換えること；及び／又は (c) ヘッジ会計を簡略化すること」(Ibid., IN6) を考えている。そして、今回の公開草案もこの延長線上にあり、金融商品の分類アプローチとして従来の保有目的アプローチではなく、事業モデルアプローチ (business model approach) に基づく2測定区分アプローチ (two-measurement-category approach) に従って測定区分を、(1)公正価値測定 (fair value measurement) と償却原価測定 (amortised cost measurement) の二つに分けて測定・表示するという考え方を示している。すなわち、「この公開草案は、單一分類アプローチ (one classification approach) がすべての種類の金融商品に使用されるべきであるということを提案している」(IASB [2009b] p.5) というように、究極的には原則として全面公正価値会計を志向するものであることを明確化する一方で、現実的な解決策としては、単純な金融商品については償却原価測定を適用し、それ以外のものについては公正価値測定により、ボラティリティを顕在化させようとするものであることを示している。

ただし、後述のように、公正価値測定区分のものの測定表示については、公正価値測定により原則として純利益として計上することとするが、我が国等の多くの利害関係者からの要請（批判）により戦略投資等について配慮する形で、測定面では原則どおり公正価値測定によるが、表示面では例外としてその他包括利益として表示できることとして、現実的な妥協を図っている。

## 2 改訂案の概要と特徴点

次に、以下の議論の便宜のために、IASB により2009年7月に公表された改訂案 (IASB [2009g] pars.1-22) の概要と主な特徴点を図表の形で纏めれば、次のとおりである。

図表 3－2 改訂案の概要

摘要	対象	表	示
(1) 公正価値測定 <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• デリバティブ、株式 (含：持合株式、時価のない株式)、債券等</li> </ul>	①純利益 <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 変動時・売却時に損益計算書の（評価損益・売却損益として）純利益へ表示し、（損益計算書を経由して）貸借対照表の持分へ表示</li> </ul>
		②OCI <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 変動時・売却時に評価差額・売却損益を（損益計算書を経由せず）その他包括利益に計上し、（実現）評価差損益・売却損益のリサイクルを禁止</li> <li>• 期末の減損処理は廃止</li> <li>• 受取配当金は受取時にその他包括利益として包括利益計算書を経由して貸借対照表に計上</li> </ul>
(2) 償却原価測定 <sup>1</sup>	貸付金、債権、満期保有目的債券等	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 売却時に区分表示し、純利益として損益計算書に表示し、（損益計算書を経由して）貸借対照表の持分へ表示</li> <li>• 減損の適用</li> </ul>

(〔注〕一定の条件の下でヘッジ会計や公正価値オプションが適用可能である。OCI：その他包括利益)

\* 1 (1)と(2)の間の当初選択は可能で、その後の振替えは不能

\* 2 ①と②の間の当初選択は可能

(著作作成)

図表3-3 改訂案の主な特徴点

摘要	内 容
(1)分類アプローチ	事業モデルアプローチ
(2)分類	2大分類（3小分類）（上図）
(3)測定	上記分類に応じて規定
(4)測定の例外	公正価値測定の免除なし
(5)公正価値オプション	償却原価測定される金融商品について、認識や測定上の一貫性の欠如すなわち会計上のミスマッチを排除ないし大幅に減少させる場合に適用可能
(6)罰則規定	なし（上図）
(7)減損	• 公正価値測定されるものについては減損処理なし • 債却原価測定されるものについては減損処理あり（上図）
(8)再分類	なし（上図）
(9)混合金融商品	• 金融商品が主契約の混合金融商品については、金融商品主契約（host contracts）と組込デリバティブとを区分しないで評価 • 主契約が非金融商品の場合には、組込デリバティブを主契約から分離すべきか否かを決定し、そして区分する場合には、組込デリバティブについては2要件を満たすか否かで処理を決定し、他方、主契約については他のIFRSを適用

(著者作成)

なお、この改訂案の特徴点については、節を改めて検討することとする。

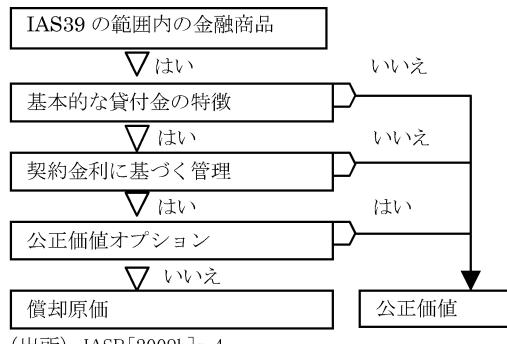
### 3 特徴点の検討

次にここでは、前述の議論を前提として、第39号と比較した場合の改訂案の主な特徴点を検討することとする。これには、次のようなものがある（IASB〔2009b〕pp.4-6）。

#### ① 2分類アプローチ（two classification approach）による分類数の削減

まず、改訂案の測定分類上の特徴は、第39号の複雑性を減少させるために、従来の4分類に代わり、償却原価測定と公正価値測定のいずれかという2分類アプローチを採用していることである。なお、この二つの分類間での振替え（再分類）を禁止している。そして、どちらの測定属性を使用すべきかの決定過程は、次のとおりである。

図表3-4 測定属性の決定過程



なお、この分類アプローチでは、この測定属性（区分）の分類に際して、⑦基本的な貸付金の特徴と⑧契約金利に基づく管理という二つの規準を使用している。ここで「基本的な貸付金の特徴」（basic loan features）とは、特定日に元本及び元本残高の利子の支払いであるキャッシュ・フローを生じさせる契約条件のことであり（*Ibid.*, p.4）、いわゆる資金提供関係（lending relationship）を有するもののことである（ASBJ [2009c] 2頁）<sup>5)</sup>。より具体的には、次のようなものがこの特徴を持っている（あらた [2009] 90頁）。

#### [基本的な貸付金の特徴を持つ金融商品の例]

- 固定金額（例：ゼロクーポン債）
- 金融商品の満期までにわたる固定リターン
- 上場又は観察可能な金利に相当する変動リターン（例：LIBOR）
- 固定及び変動リターンの組み合わせ（例：LIBOR + 50ペーベンス）
- 固定の利子リターン及び変動の利子リターンの組み合わせ（例：組み合わされたキャップ、フロー、カラー）

また、「契約金利に基づく管理」（managed on a contractual yield basis）とは、その金融商品を管理するための企業の事業モデル（entity's business model for managing its financial instruments）が保有又は発行時に生じる契約上のキャッシュ・フローを受け払いするというもの（すなわち、契約キャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的を有する事業モデル）である場合のことである（IASB [2009b] p.4）。そして、このような条件を満たすものには、具体的には、次のようなものがある（あらた [2009] 90頁）。

- 期限が到来した現金金額を企業が回収（支払）する売掛債権（買掛債務）
- 契約上の元本及び利子の支払いに基づき企業が管理する金融商品
- 契約条件に基づいて、企業が投資家に対して支払う契約上の元本及び利子に基づいて管理されている発行された債券

#### ② 金融商品属性と事業モデルによる測定属性の決定

次に、測定属性の決定アプローチについて、第39号では、経営者の意図（management intent：すなわち保有目的）を重視する保有目的アプローチが用いられていたが、改訂案では金融商品属性と事業モデルを重視する事業モデルアプローチによっている。すなわち、このモデルでは、経営者の意図すなわち契約ごとの経営者による選択ではなく、事業モデルに従うため、金融商品に関する経営実態という事実の問題としてポートフォリオ・レベルでの取扱いに焦点を当て判断することを要求している。つまり、企業の経営実態から見て、例えば、契約キャッシュ・フローを回収する投資モデルに基づき、その金融商品の保有又は発行時に生じる契約上のキャッシュ・フローを受け払いするということが実際に行われている場合には、償却原価で測定を行い、他方、公正価値変動による果実の獲得を目的とする投資モデルに基づき金融商品について公正価値による測定が行われ、これが経営者に報告され、意思決定に利用されている（すなわち、公正価値管理をしている）場合には、公正価値で測定を行おうとするものである（ASBJ [2009c] 2頁）。

5) さらに、付随する要件として、①契約キャッシュ・フローが決定可能であること、②当該金融商品にはレバレッジがないことが考えられている（ASBJ [2009c] 2頁）。

### ③ 全ての持分（資本性）金融商品への投資に公正価値

また、持分金融商品への投資の測定に関して、第39号では売買目的と売却可能という2分類に基づいた規定をしていたが、改訂案では、全ての持分金融商品への投資を公正価値で測定し、原則として純利益として損益計算書に計上することとしている。しかし、例外として戦略的持分投資（strategic equity investments：相互持合株式等）については、受取配当金を含め、その価値変動及び売却損益をその他包括利益により貸借対照表に計上する方法（以下、OCI法ともいう）を取消不能(irrevocable)という形で選択的に認めている（IASB [2009h] pars.21-22）。ただし、これについては、売却により損益が実現したとしてもリサイクリングを禁止するとともに、減損規定の適用もないものとしている。

### ④ 原価測定の選択

そして、原価測定の選択に関して、第39号では、持分金融商品への投資について活発な市場価格が存在せず、公正価値が信頼性を持って測定できない場合には、公正価値測定を免除し、原価測定によることを認めていたが、改訂案ではこの規定を削除し、市場価格のない持分金融商品を含む全ての持分金融商品について公正価値測定を強制している（ISAB [2009h] BC62）。

### ⑤ 汚染ルール（tainting rule）の削除

さらに、満期保有投資についての当初の意思表示に対する違反に関する罰則について、第39号では満期前に売却を行った場合には、全ての金融商品を満期保有として分類することを禁止するという罰則規定としての汚染ルールを設けていたが、改訂案では償却原価測定の金融資産に関しては、満期保有投資の分類がなくなるため、この規定を削除することとしている（IASB [2009h] BC53）。

### ⑥ 単一減損法（single impairment method）

また、減損の処理について、第39号では、売却可能金融商品や償却原価測定される資産について異なる減損処理が求められていたが、改訂案ではその適用対象が償却原価測定される金融商品に限定されるので、それら全てについて単一減損法（IASB [2009d] p.1）を適用するとしている。

### ⑦ 単一分類アプローチ（single classification approach）

最後に、組込デリバティブを組込んだ混合金融商品の処理方法について、第39号では区分処理するか否かを評価し、必要な場合には区分処理するのに対して、改訂案では、処理の簡素化のために、全ての種類の金融商品である主契約に組込まれた組込デリバティブ（embedded derivative）を主契約と区分（bifurcation）せずに評価するという単一分類アプローチを採用している（ISAB [2009h] BC46）。

以上検討してきたように、改訂案の特徴としては、測定分類については2分類アプローチによって分類数を従来の4区分から2区分へ削減し、その測定属性の決定に事業モデルアプローチを使用している。また、全ての持分金融商品への投資に公正価値測定を強制すると共に、その表示を原則として純利益を通して行うけれども、例外としてOCI法の選択適用を認めている。そして、満期保有投資についての当初の意思表示に対する違反に関する罰則については汚染ルールを廃止し、減損に関しては、その適用対象を削減することによって単一減損法を採用し、他方、組込デリバティブを組込んだ混合金融商品については、簡素化のため単一分類アプローチにより処理をすることなどが挙げられる。

#### 4 公開草案に対する反対意見

次に、上述の改訂案に対して、コメント・レターにおいてどのような反対の意見（批判）が表明されたのかについて検討していくこととする。その主なものは、次のとおりである。

##### ① 受取配当金の取扱

まず、多くの反対意見が表明された項目の一つに受取配当金の取扱いがある。すなわち、改訂案で提案されたOCI法で処理される受取配当金の取扱いについては、例えば、全国銀行協会（以下、JBAという）等から、次のような理由で、それを包括利益計算書上のその他包括利益ではなく、損益計算書上の純利益として計上すべきであるという意見が表明されている。

###### 「1. 投資目的、判断および調達コストとの損益のミスマッチ」

OCI法を選択する株式の投資目的は、事業を円滑に遂行し、自社の事業利益を拡大することにある。当該株式はキャピタルゲインを獲得することを目的としていないため、企業における投資回収は、①自社の事業利益の拡大と②配当金収入となり、投資に当っては、①と②の両方からの収益をもとに判断を行っている。加えて、株式取得に当たり必要となる資金調達費用はP/Lに計上されるにも関わらず、資金調達費用の対価となる株式配当金がP/Lに計上されない場合、損益のミスマッチが生じる。したがって、株式配当金がP/Lに計上されない場合、投資コストに見合うべき投資回収の成果が正しくP/Lに計上されないため、投資情報として当期純利益の有用性が低下する。この点、株式配当金をP/Lの中で区分計上することで、投資家にはさらに有用な情報を提供できると考える。

###### 2. 経営者による利益計上のタイミングへの関与

経営者の判断により利益計上のタイミングを決定することができる株式売却益とは違い、株式配当は1事業年度の成果として、毎期、実施されるのが一般的であり、当期純利益を歪める要因とはならない。よって、投資情報としての当期純利益の有用性確保の観点から、株式配当金はP/Lに計上すべきである。

###### 3. 株式配当金の性質

株式配当が実施された場合、株式の時価が下がるため、将来の株式売却益の一部を構成しているという理論的な性質に疑念はない。しかし、OCI法を選択する株式は、キャピタルゲインを獲得する目的で保有しているわけではないため、投資成果をP/Lに実現させるためには、自社の事業利益の拡大と配当金による回収の両者をP/Lに計上することが必要となる。よって、株式配当金の理論的な性質により、株式売却益と会計処理を整合させるのではなく、むしろ投資情報の有用性確保の観点から、株式配当金はP/Lに計上すべきである。」（JBA〔2009b〕1-2頁。一部修正）

##### ② 原価測定の選択

また、改訂案が公正価値測定に際して、持分金融商品への投資について活発な市場価格がないなどの場合に、例外的に原価測定の選択を認めないことに対して、実行可能性の観点や情報の有用性の観点等から多くの反対が表明された<sup>6)</sup>。

##### ③ 再分類

そして、改訂案では、いかなる場合も再分類を認めないとしているが、「本公開草案では、個別の

金融商品に対する企業の意図ではなく、企業のビジネス・モデルという事実に基づいて公正価値か償却原価かに分類することを提案している。このため、企業がビジネス・モデルを大きく転換した場合には、「振り替えざるを得ないと考える」(ASBJ [2009b] 6頁) というような ASBJ 等からの批判がなされている。

#### ④ リサイクリング

さらに、改訂案では、OCI法を採用した場合にはリサイクリングを認めないこととしているが、これに関して、「純利益は企業の業績を示すものであり、一期間の純資産の変動によって測定される包括利益や、ストック情報である公正価値の情報と組み合わせることによって、有用な情報を提供することになる。我が国の財務諸表利用者の多くは、純利益と包括利益の2つの指標を表示することを支持しており、我々は、現行の財務諸表におけるこのような表示は妥当であると考えている。それぞれは独立の指標であって、同じ計算書で記載される場合には、それらの調整（すなわち、リサイクリング）が手続上、必要である。このため、その他包括利益の表示を選択する金融商品の処分損益、減損損失、受取配当金は、純利益で認識されるべきであると考える。」(同上、8-9頁) 等の批判がなされている。

このように、改訂案に関しては、受取配当金、リサイクリング、再分類、原価測定等を中心として多くの批判がコメント・レターにおいてなされた。そして、IASBは、このような批判を審議して、次に検討するような最終基準を公表している。

## IV IFRS 第9号の検討

これまで検討してきた改訂案の内容及びそれに対する批判を前提として、本章では、IASBの金融商品会計基準の到達点としての第9号の内容とその問題点を検討することとする。

6) この点に関して全国銀行協会では、次のような反対意見を明確にしている。

「信頼性をもって公正価値を測定できない持分金融商品の評価について

非上場株式については、公正価値評価ではなく、取得原価でB/Sに計上すべきである。

#### 4. 財務諸表の透明性、企業間比較可能性について

- 株式の評価方法は、純資産額法、DCF法、類似業種比較法と多様な評価手法が存在する。また、商品設計も、普通株式だけではなく優先株等の多様な商品が含まれ、将来キャッシュ・フローが確定している商品ではないため、唯一絶対の評価方法はない。
- つまり、各社が独自に算定した公正価値でB/Sに計上することは、投資家にとって財務諸表の透明性、および企業間の比較可能性を損なうことが懸念される。
- 特に、上場株式と比較すると、一般に非上場株式は市場で容易に売却できないことから、含み益をP/LもしくはOCIに計上した場合、実現可能性の低い利益(OCI)の計上となり、かえって投資家の判断を誤らせる可能性がある。
- また、監査上、算出された評価額に対する妥当性の判断も困難と推察される。

#### 5. 実務負荷と比較した場合の投資情報の有用性向上について

- 非上場株式を公正価値で評価する場合、外部の評価機関の利用、企業内での体制整備等多大な実務負荷(公正価値取得費用)が生じる。
- このような多大な実務負荷が生じる一方で、上記で述べたように非上場株式の公正価値での評価は、投資情報の有用性に必ずしもつながらないため、コスト・ベネフィットの観点から、かえって株主、投資家を害する結果となる懸念がある。」(JBA [2009b] 1-2頁)

## 1 修正の内容

前述の批判に配慮する形で、IASBは2009年11月に第39号に代わるものとして、次のような最終基準としてのIFRS第9号「金融商品」を公表し、2013年1月から適用することとした。ここで、改訂案からの主な変更点を図示すれば、次のとおりである（IASB〔2009c〕, IASB〔2009a〕p.5）。

図表4－1 改訂案からの主な変更点

摘要	改訂案	IFRS第9号
(1)範囲	金融資産と金融負債の双方を対象	・金融資産のみを対象 ・金融負債を対象から除外（継続審議へ）
(2)償却原価測定の適用条件	まず基本的な貸付金の特徴を検討し、次に契約金利に基づく管理を検討	最初に事業モデルを検討し、この要件が満たされる場合のみ、契約上のキャッシュ・フローの特徴を検討
(3)優先劣後関係のトランシェ	最優先のもののみが元本とその残高に対する利息の支払いを表すキャッシュ・フローを持ち得ると考える	最優先のもののみならず、他のものにも償却原価測定の条件を満たすか否かについてルック・スルーアプローチを要求
(4)割引購入資産	公正価値測定	それが必要な契約上のキャッシュ・フローの特徴を有する場合には、償却原価測定が可能
(5)受取配当金	OCI法の選択時に、純利益を通さずにその他包括利益で表示	OCI法の選択時に、受取配当金については純利益に計上
(6)再分類	禁止	企業の事業モデルの変更時のみ再分類を要求
(7)測定属性	市場価格のない金融商品の測定属性についても公正価値	市場価格のない金融商品の公正価値の見積上、限定的な状況で、公正価値の代替的見積値として原価を容認

（著者作成）

まずここでは、改訂案からの主な変更点を検討することとする。これには、次のようなものがある。

### ① 適用範囲

まず、第9号が取扱う範囲について、第39号や改訂案が金融資産・負債の両方を対象としていたのに対して、第9号では金融負債について自己の信用リスクの変動の会計処理等に関してさらに検討すべきであるとして、金融負債をその範囲から除き、金融資産に限定している（IASB〔2009c〕par.2.1）。なお、新しい基準が公表されるまで、金融負債は引き続き第39号に基づいて処理することとなる。

### ② 債却原価測定の適用条件

次に、債務原価測定の適用条件について、改訂案では二つの規準すなわちまず基本的な貸付金の特徴と、次に契約金利に基づく管理を挙げていたが、第9号では、まずどのように企業がその金融商品を管理しているのかという方法すなわち事業モデルが金融資産の売却からのキャッシュ・フローを実現するためよりも、契約上のキャッシュ・フローを回収するためであることを満たす場合のみ、次にその金融商品の契約上のキャッシュ・フローの特徴（すなわち元本と利息を示す（representing principal and interest）という特徴）を有しているか否かということを検討するという順位付けをし

ている (IASB [2009f] p.15)。

### ③ トランシェ

また、滝構造 (waterfall structure : 契約等に基づく優先劣後の関係から元利金等の支払順序を定めるもの) を持つトランシェ (tranche : 契約上優先劣後となる持分の一部) の取扱いについて、改訂案では、最優先トランシェ (the most senior tranche) のみが、元本とその残高に対する利息の支払いを表すキャッシュ・フローを持ち得ることができ、かつ、一定の条件を満たす場合には償却原価測定が可能であるとしていた。他方、第9号では、信用リスクの集中に影響を与える契約上結合 (contractually linked) 金融商品投資について (最優先のもののみならず、他のものについても)、償却原価測定の条件である契約上のキャッシュ・フローの特徴等の要件を満たすか否かを決定するために、基礎的金融商品の内容全体を検討するというルック・スルーアプローチ (look-through-approach) を要求している。すなわち、最終的に基礎付けられるそのポートフォリオの資産を検討することにより、そのトランシェの分類を決定し、また基礎的なポートフォリオと比較したそのトランシェの信用の質を評価しなければならず、もしそれができるない場合には、そのトランシェは公正価値で測定しなければならない (IASB [2009f] p.16) ということとなった。これにより公正価値測定の範囲が公開草案より狭められた。

### ④ 割引購入した金融資産

そして、割引購入した金融資産について、改訂案では、償却原価測定を行えないとしていたが、これに対する批判が多かったので、第9号では、たとえその資産が信用損失を反映した割引価格で取得されたものであったとしても、それが契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有されるという事業モデル内で管理されているものであり、かつその金融資産が元本とその元本に対する利息を示す契約上のキャッシュ・フローのみを持つ場合には、それを償却原価で測定することを要求している (IASB [2009i] BC47)。これにより、公正価値測定の範囲が公開草案より狭められた。

### ⑤ 受取配当金

さらに、その他包括利益表示を選択する場合の受取配当金の取扱いについて、改訂案では受取配当金をその他包括利益で表示することを提案していたけれども、ほとんど全ての回答者がこれに反対したので、第9号では、それが投資の報酬という性質のものであれば、純利益で認識されるとしている (IASB [2009i] BC86)。

### ⑥ 再分類

また、再分類について、改訂案ではそれを禁止していたけれども、第9号では企業の事業モデルが変化する時に、償却原価測定と公正価値測定分類の再分類をした方が理論的であるというコメントを認め、事業モデルの変更時のみ、この再分類を要求している (IASB [2009c] par.4.9)。

### ⑦ 原価測定

最後に、測定属性について、改訂案では、持分金融商品投資について市場価格がない場合にも、公正価値測定を主張していたが、多くの反対意見に配慮し、第9号では、限定的な状況の下で、原価測定を公正価値の代替的見積値として認めている (IASB [2009c] B5.5)。しかし、ここでは、あくま

でも理念的には公正価値測定を採用しており、その結果公正価値測定の例外として原価測定を認めるのではなく、公正価値の見積値（代理数値）として原価測定を位置付けている点に注意が必要である。

このように、改訂案と比較した場合の第9号の主な変更点としては、⑦金融負債の取扱いのような、会計基準の設定の先送り、①トランシェや割引購入した金融資産の取扱いのような改訂案の公正価値会計の適用範囲拡大についての批判に配慮した振り戻し（すなわち公正価値測定の適用範囲の縮小）、②再分類の取扱いのような理論的な誤りの修正等があり、第9号では、改訂案に対する批判の多くを盛り込む形で基準が設定されていることに関しては、一定の評価ができる。

## 2 第9号の到達点

次にここでは、到達点としての第9号の内容を検討していくこととする。そこでまず、この第9号の概要及びその主な特徴点<sup>7)</sup>を示せば、次の通りである（IASB [2009c]、IASB [2009a] p.5）。

図表4-2 IFRS 第9号金融商品の概要

摘要	対象	表示	
(1)公正価値測定 <sup>1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デリバティブ、株式（含：持合株式、時価のない株式）、債券等</li> </ul>	①純利益 <sup>*2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 変動時・売却時に損益計算書の（評価損益・売却損益として）純利益へ表示し、（損益計算書を経由して）貸借対照表の持分へ表示</li> </ul>
		②OCI <sup>*2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 変動時・売却時に評価差額・売却損益を（損益計算書を経由せず）その他包括利益に計上し、（実現）評価差額・売却損益のリサイクルを禁止</li> <li>● 期末の減損処理なし (・ただし、受取配当金は受取時に純利益として損益計算書に計上)</li> </ul>
(2)償却原価測定 <sup>1)</sup>	貸付金、債権、満期保有目的債券等	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売却時に区分表示し、純利益として損益計算書に表示し、（損益計算書を経由して）貸借対照表の持分へ表示</li> <li>● 減損の適用あり</li> </ul>

〔注〕一定の条件の下で公正価値オプションやヘッジ会計が適用可能である。OCI：その他包括利益

\*1 (1)と(2)の間の当初選択は可能で、その後の振替えは原則として不能

\*2 (1)と(2)の間の当初選択は可能（なお、(2)には戦略的株式投資等が該当し、(2)以外のものが(1)に該当する）

（出所）岩崎勇 [2010a] 58頁

7) なお、第9号の主な特徴点については、岩崎 [2010a] 58-61頁を参照されたい。

図表4-3 IFRS第9号の主な特徴点

摘要	内 容
(1)適用範囲	金融資産のみ
(2)分類アプローチ	事業モデルアプローチ：まず事業モデルを、次に契約キャッシュ・フローの特徴を検討
(3)分類	2大分類（3小分類）（上図）
(4)測定	上記分類に応じて規定
(5)測定の例外	公正価値測定の免除なし。ただし、例外的に取得原価を公正価値測定の代理数値とすることを容認
(6)公正価値オプション	償却原価測定される金融商品について、認識や測定上の一貫性の欠如すなわち会計上のミスマッチを排除ないし大幅に減少させる場合に適用可能
(7)罰則規定	なし（上図）
(8)減損	• 公正価値測定されるものについては減損処理なし • 債却原価測定されるものについては減損処理あり（上図。なお、別基準で検討）
(9)再分類	事業モデル変更時のみ要求
(10)混合金融商品	• 金融商品が主契約の混合金融商品については、金融商品主契約と組込デリバティブとを区分しないで評価 • 主契約が非金融商品の場合には、組込デリバティブを主契約から分離すべきか否かを決定し、そして区分する場合には、組込デリバティブについては2要件を満たすか否かで処理を決定し、他方、主契約については他のIFRSを適用

(出所) 岩崎 勇 [2010a] 58-59頁

そして、ここでこれまでの検討により明らかにされた最終基準としての第9号の主な到達点を示せば、次の通りである。

### ① 基準の適用範囲

まず、第9号の適用範囲は、金融資産のみについてであり、金融負債はその適用範囲から除かれ、別途新しい基準を開発することとなった。

### ② 分類アプローチ

次に、金融商品の測定分類上のアプローチとしては、従来の経営者の保有意図アプローチに代わり、事業モデルアプローチが採用されている。しかもこのアプローチでは、償却原価測定を行うためには、まず事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するものであることを要求し、この要件を満たす場合のみ、次に金融商品が契約上のキャッシュ・フローの特徴を有することを要請している。

### ③ 分類と測定

そして、金融商品の分類としては大きく公正価値測定と償却原価測定区分とに2分類し、測定属性はそれぞれの区分に応じて、前者については公正価値で測定し、後者については償却原価で測定を行う。そして、前者の公正価値測定区分の表示については、原則として純利益で表示するが、OCI法の選択適用も認めている。ただし、OCI法を採用した場合、受取配当金を純利益で表示できることを除き、評価損益や売却損益をその他包括利益に表示し、かつそのリサイクリングを認めていない。また、持分金融投資については公正価値で測定することを要請するが、公正価値が信頼性を持って測定できない場合には、原価数値を公正価値の代替的見積値として使用することも認めている。

#### ④ 公正価値オプション

また、公正価値オプションは、金融商品全体へ公正価値測定を拡大するための一手法として導入されたものであり、その適用については、償却原価測定される金融商品について、認識や測定上の一貫性の欠如すなわち会計上のミスマッチを排除ないし大幅に減少させる場合に適用が可能であるとしている。なお、従来認められていた他のケースについては、基準の改訂によって不要になったので、削除されている。

#### ⑤ 罰則規定

さらに、前述のように、新基準では満期保有投資区分がなくなったので、罰則規定としての汚染ルールを削除している。

#### ⑥ 減損規定

そして、公正価値測定区分に属するものについては、それらが公正価値で測定されるので、減損処理は適用しないこととし、償却原価測定区分に属するものについてのみ減損処理を要請している。なお、減損に関する会計基準については、別途現在作成中である。

#### ⑦ 再分類

次に、再分類については、事業モデルの変更がなされた場合、事業モデルアプローチに従う限り、この変更が必要となるので、事業モデルの変更時のみこの再分類を要請している。

#### ⑧ 混合金融商品

また、金融商品が主契約の混合金融商品については、金融商品主契約と組込デリバティブとを区分しないで評価することとしている。そして、主契約が非金融商品の場合には、組込デリバティブを主契約から分離すべきか否かを決定し、そして区分する場合には、組込デリバティブについては2要件を満たすか否かで処理を決定し、他方、主契約については他のIFRSを適用することとしている。

このように、第9号の到達点としては、まずこの会計基準の適用範囲については金融資産のみを適用対象としている。また、金融商品の測定上の分類アプローチとしては事業モデルアプローチを採用している。そして、金融商品の分類としては大きく公正価値測定と償却原価測定区分とに2分類し、それぞれの区分に応じて測定を行う。そして、前者の公正価値測定区分に属するものの表示については、原則として純利益で表示するが、OCI法の選択適用も認めてている。ただし、この場合、受取配当金を除き、その他包括利益に表示し、かつそのリサイクリングを認めていない。また、持分金融投資については公正価値で測定することを要請するが、一定の場合には、原価数値を公正価値の代替的見積値とすることも認めている。また、満期保有投資区分がなくなったので、罰則規定としての汚染ルールを削除している。そして、償却原価測定区分のものについてのみ減損処理を要請している。さらに、事業モデルの変更時のみ再分類を要請していることなどが挙げられる。

### 3 問題点の検討

これまで、第9号の設定経過及びその特徴点を検討してきたが、この基準については、問題がなく、IASBが掲げるような目的適合的で、信頼性のある（ないし忠実な表現）という意味で高品質のもの

となっているのであろうか。これについて、この第9号には、その基本的な考え方などから、理論上、次のような問題点がある<sup>8)</sup>。

### ① 会計基準改訂の意図：簡素化

まず、企業会計の目的及びそこから導かれる会計基準の設定目的の観点から第9号の問題点を考えると、会計とは、「情報を提供された者が適切な判断と意思決定ができるように、経済主体の経済活動を記録・測定して伝達する手続」(飯野〔1993〕1-3頁)のことであり、そして企業会計の目的は、一般的に、株主等の経済的意思決定等のために企業活動に伴って生じた経済価値の増減変化をできるだけ忠実に貨幣金額で測定表示することであると考えられる。それゆえ、このような目的を遂行するために最適な会計処理（表示を含む）基準を設定することが会計基準の設定目的であると考えられる。そして、例外的に会計基準について簡便法が認められるのは、いわゆる重要性の原則に基づき本来の処理について重要性が乏しい時に簡便な処理を行なう場合に限られる<sup>9)</sup>。それゆえ、この会計目的を達成するためには、本来、会計基準の設定に際して経済事象をできる限り的確に反映する方法（基準）が選択されるべきである。ところがこのプロジェクトは、基準の複雑性の削減ないし簡素化という観点から出発している。この観点もそれが適切に適用される場合には、確かに必要であることは誰もが認めるところではあるが、これが過度に強調されることには問題があろう。例えば、討議資料で見られるような、会社の経営実態を無視し、簡素化のために長期的に公正価値測定への单一化を目指すことや、改訂案で見られたような、測定の実践可能性や有用性を無視した、持分金融商品への投資について市場価格等が存在せず、公正価値が信頼性をもって測定できない場合についても、あくまでも公正価値測定を求める主張などがある。それ故、もし実務や他の理論を総合的に考慮せずに、このようなことを過度に推進する場合には、目的と手段とが逆転した本末転倒のものとなりかねない危険性があろう。

### ② 金融商品の分類アプローチ

次に、金融商品の測定上の分類アプローチの観点から第9号の問題点について考えてみると、従来の第39号では経営者の保有意図（目的）に基づき測定区分を四つに分類するという保有目的アプローチを採用していた。他方、第9号では、経営者の保有目的という判断ができるだけ排除した会計基準を設定するために、それを事業モデルに基づき二つに分類するという事業モデルアプローチへと転換している。

このようなアプローチの転換が適切であるか否かは、会計理論全体との整合性を考える必要がある。例えば、新しいセグメント情報では、経営者の意図（目的）に基づく事業セグメントすなわち「企業の最高経営意思決定者〔経営者〕がセグメントに資源を配分し業績を評価するために日常的に検討されている内部報告を基礎とした事業セグメント」(IASB〔2006b〕par.IN10)を基礎としてセグメントを区分し、報告することとしている。また、他の例としては、例えば、同じ土地等の不動産であって

8) なお、同様の問題点が岩崎〔2010a〕61-62頁に簡潔に指摘されている。

9) なお、本来の会計処理について実行可能性がない場合は除かれる。

も、会計理論的には通常、経営者の意図（目的）に基づき不動産業者が販売目的でそれを保有していれば商品としての棚卸資産とし、他方、使用目的でそれを保有する場合には固定資産として取り扱うこととなっている。さらに、公正価値オプションも企業選択によって行える。このような処理が行なわれるのは、前述のように、会計目的が経営者の意思決定に基づいて遂行された企業活動の結果をできるだけ忠実に表示することであり、またそのことがそのまま経済的意味決定のために有用な情報を提供すると考えられるからである。それ故、金融商品についても、従来の保有目的アプローチに基づく分類について特に不都合な点はなく、「投資家の視点に立ってもこうした会計処理の妥当性は認められていた」（都〔2010〕36頁）と考えられ、敢えてこのようなアプローチの転換は不要である<sup>10)</sup>。

### ③ OCI法選択時における受取配当金と売却損益との不整合性

また、収益費用中心観に基づいて受取配当金と金融商品売却損益の取扱いの整合性の観点から第9号の問題点を考えてみると、基準では、一方の受取配当金のみを純利益に示し、他方の金融商品売却損益をその他包括利益として損益計算書に示さず、包括利益計算書を経由して貸借対照表上の持分に表示している。しかし、理論上これらは共に実現した企業業績を示すものであり、それ故共に実現したものとして損益計算書上の純利益に表示すべきものである。このように両者について同じ取扱いをしないと理論的な整合性が保てない。

### ④ リサイクリング問題

そして、収益費用中心観に基づくリサイクリングの観点から第9号の問題点について考えてみると、第9号では、OCI法の選択時においてリサイクリングを禁止している。しかし、理論上、資産負債中心観に基づく包括利益の性質は単なる貸借対照表の資産負債差額の（期首・期末）差額概念であるのに対して、収益費用中心観に基づく純利益のそれは基本的に実現し、確定した利益であり、キャッシュ・フローを伴う利益である。と同時にそれは配当等の処分の対象となり得る利益概念である。このように、包括利益と純利益とは全く性質の異なる利益概念であり、両者は異なる情報価値を有している。そして、リサイクリングを禁止する場合には、これまでの収益費用中心観に基づくキャッシュ・フローをアンカーとした配分計算としての特質をもつ純利益概念の性質を失わせること、すなわち純利益はキャッシュ・フローに会計発生高（accounting accruals）を加減したものに等しいという関係が成立しなくなり、理論上大きな問題があると共に、投資家にとっても有用な情報を提供できなくなるので、これまで通りリサイクリングを認めるべきである。

10) ただし、ある面では、事業モデルアプローチ自体一種の保有目的別の分類を考えることもできる。すなわち、貸付金の特徴を有し、かつ契約金利を管理するというのも広い意味では一種の保有目的であり、それを基礎として事業モデルが決められているからである。つまり、保有目的を基礎としない事業モデルは考えにくいからである。しかし、このアプローチの欠点は、企業の事業モデルには、本来種々のものがあるのにもかかわらず、簡素化の観点からそれを貸付金の性質を持つものとそれ以外のものとの二つに限定してしまい、他の事業モデルを許容していないことである。そこで、外部の利害関係者から相互持合等を考慮する必要に迫られると、それをその他包括利益で測定・表示しようという取扱いになる。このように、事業モデルを増やすのであれば、基本的に保有目的アプローチと基本的には変わらなくなり、あえて事業モデルアプローチを打ち出してくる必要はないのではなかろうか。しかも、このアプローチは、後述のような問題を有しており、また本来の全面公正価値会計という目的も達成していない。

また、もし簡素化を志向するのであれば、金融商品の分類を従来の4分類から満期保有投資と貸付金・債権を統合して償却原価測定を行うという3分類モデル（ASB〔2009b〕10頁）へ転換が好ましい。

## ⑤ 時価のない持分金融商品について全面公正価値測定問題

さらに、測定基礎の観点から第9号の問題点について考えてみると、第9号では、長期的には単一測定アプローチに基づき全ての金融商品について公正価値測定を採用すべきであるという戦略を背景として、市場価格がなく、信頼性をもって公正価値を測定できない持分金融商品についても公正価値測定を強制し、その見積数値の代理変数（surrogate）として原価測定を要請している。しかし、原価測定は、公正価値の代理変数と位置付けるべきではなく、あくまで従来のように、公正価値の適切な測定ができない場合、その例外として公正価値測定を免除し、原価測定を認めるものとして位置づけるべきである。さらに、このように無理に公正価値測定を強制するために、概念フレーム・ワークの財務報告の質的特徴において従来の「信頼性」を「表示の忠実性」に置き替えることは、財務報告の信頼性を失わせる危険性がある。

## ⑥ 適切な公正価値測定の範囲（全面公正価値会計 VS 部分公正価値会計）

また、公正価値測定の適用範囲の観点から第9号の問題点について考えると、第9号では、現実的に中間的な折衷案として部分公正価値会計に基づく2分類アプローチを採用しているが、長期戦略としては資産負債中心観に基づき全面公正価値会計を志向している。すなわち全ての金融商品に対して公正価値測定を行い、そこで生じる損益を純利益で表示しようとする考え方を探っている。この考え方には、例えば、市場価格のない持分金融商品についても公正価値測定を強制することや、公開草案のように、純利益区分を選択しない場合には、受取配当金を含めてその他包括利益に計上し、リサイクリングを認めないとするところに表れている。しかし、このような金融危機以前に示された全面公正価値会計を志向する考え方に行き過ぎであり、かつ金融危機に伴う時価会計の一部停止は、金融商品に限定しても全面公正価値会計をベースとして会計基準は設定できないことを証明している（斎藤 [2009] 18頁）。それゆえ、例えば、市場価格のある持分金融商品等のような一定の金融商品の公正価値測定は有用であると認めるとしても、全ての金融商品について公正価値測定の適用を志向する考え方に行き過ぎであり、従来どおり部分公正価値会計の考え方より適切である。

## ⑦ 海外での公正価値測定拡大に対する懸念

最後に、海外での公正価値測定拡大に対する懸念という観点から第9号の問題点について考えてみると、第9号を含む金融商品会計基準の改訂作業は、EU等からの要請により金融危機に迅速に対処するために、前述のように、三つに区分され、この中核部分の会計基準として第9号が公表された。このような背景にもかかわらず、直ぐにIFRS第9号の承認を行なうであろうと予想されたEUが、これを承認せず、その結果、当初想定していた2009年末でのこの基準の適用が不可能になっている。この背景としては、この基準に関して、「欧州委員会は、公開草案の提案が公正価値会計の適用の拡大をもたらすのではないかと懸念を表明した」(IASB [2009j] p.1) というように、我が国のみならず、「バーゼル委員会や欧州委員会(EC)からも、公正価値会計の適用範囲拡大の可能性に関して強い懸念が表明され」(熊谷 [2010] 48頁) ているからである。このように、公正価値測定の適切な適用範囲は、特定の考え方へ偏った理論ばかりでなく、企業の活動内容等に沿って、理論的・実務的な側面を総合的に勘案して適切に設定する必要がある。

## V むすび

以上のように、本稿では、IASB の金融商品会計基準の簡素化について、従来の基準（第39号）の内容、その改訂の背景、改訂案の内容、それに対する批判、そして到達点としての最終基準（第9号）及びその問題点を検討してきた。この検討によって、このプロジェクトにより設定された新基準の到達点とその問題点は、次のようなものであることが明確にされた。

まず、IASB の到達点としては、まずこの会計基準の適用範囲については金融資産のみを適用対象としている。また、金融商品の測定上の分類アプローチとしては事業モデルアプローチを採用し、償却原価測定区分に分類するためには、まず事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するものであることを要求し、次に金融商品が契約上のキャッシュ・フローの特徴を有することを要請している。そして、金融商品の分類としては大きく公正価値測定と償却原価測定区分とに2分類し、測定属性はそれぞれの区分に応じて、前者については公正価値で測定し、後者については償却原価で測定を行う。そして、後者の公正価値測定区分に属するものの表示については、原則として純利益で表示するが、例外的にOCI法の選択適用も認めている。ただし、この場合、受取配当金を除き、その他包括利益に表示し、かつそのリサイクリングを認めていない。また、持分金融投資については公正価値で測定することを要請するが、一定の場合には、原価数値を公正価値の代替的見積値として使用することも認めている。また、満期保有投資区分がなくなったので、罰則規定としての汚染ルールを削除している。そして、償却原価測定区分のものについてのみ減損処理を要請している。さらに、事業モデルの変更時のみ再分類を要請していることなどが第9号の到達点となっている。

次に、第9号の問題点としては、まず、簡素化について、簡素化は適正な財務報告のための手段であり、その目的ではない。すなわち、適切な簡素化は誰でも認めるところであるが、簡素化という手段と企業活動の忠実な表示という目的との逆転が生じないようにすることが重要である。つまり、過度の簡素化ではなく、あくまでも本来の企業会計の目的を重視して会計基準を設定すべきである。次に、金融商品の分類アプローチに関しては、基本的に従来の保有目的別分類で不都合はないと考えられる。また、OCI法選択時において、収益費用中心観の観点から受取配当金と金融商品売却損益の取扱いに理論上不整合が見られるので、両者を共に純利益として計上すべきである。そして、リサイクリング問題に関して、理論上純利益と包括利益は二つの異なった利益概念であり、収益費用中心観の観点から純利益は包括利益にない情報価値を有しているので、キャッシュ・フローをアンカーとした配分計算としての特質を持つ従来の純利益概念を維持するためにリサイクリングを行るべきである。さらに、市場価格のない持分金融商品についても公正価値測定を求ることは行き過ぎであり、この場合、原価による測定は、公正価値測定ではなく、例外的な原価測定であると位置付けるべきである。また、公正価値測定の範囲に関して、IASB が長期戦略と位置付ける全面公正価値会計は、金融危機で適用不能なことが実証されているので、理論及び実務を考慮して総合的に部分公正価値会計の適切な適用範囲を決定すべきである。最後に、急速な公正価値会計の適用範囲の拡大等について、我が国ばかりでなく、EU でもそれについての懸念が示され、EU において IFRS9の承認の延期がなされて

いる。それゆえ、公正価値会計の適切な適用範囲の決定が重要である。

このように、上述の問題点から、IASB が設定する IFRS が理論的・実践的に「高品質を謳いながらも言葉だけが繰り返された感のある」(斎藤 [2010] 6 頁) ものとなっている。

### [参考文献一覧表]

- あらた監査法人企業会計研究会 [2009] 「IASB による金融商品プロジェクトの加速化」『企業会計』第61巻第10号 89-93頁
- 飯野利夫 [1993] 『財務会計論』同文館出版
- 岩崎 勇 [2009a] 「会計基準のコンバージェンスと会計の新動向」『年報 財務管理研究』第29号 32-37頁
- [2009b] 「国際財務報告基準を取巻く国際的動向と日本の対応」『經濟學研究』第76巻第2・3合併号 67-87頁
- [2009c] 「国際財務報告基準の採用のメリットと課題」『會計』第176巻第5号 32-45頁
- [2010a] 「IFRS 第9号金融商品会計について」『税経通信』第65巻第9号 57-64頁
- [2010b] 「米国の会計戦略について」『税経通信』第65巻第10号 39-48頁
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2007] 「ASBJ プロジェクト計画表」 1-2頁
- [2009a] 「IASB 会議報告（第101回から第103回会議）」 1-20頁
- [2009b] 「公開草案『金融商品：分類及び測定』に対するコメント」 1-11頁
- [2009c] 「IASB 会議報告（第93回から第95回会議）」 1-14頁
- 企業会計基準委員会訳監修 [2008] 『国際財務報告基準 (IFRSs®) 2007』 レクシスネクシス・ジャパン
- 企業会計審議会 (BADC) [2009a] 「第2回 金融・世界経済に関する首脳会議（2009年4月2日、ロンドン）会計基準設定主体に関する声明」企業会計審議会第16回企画調整部会資料 1-20頁  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyou/siryou/kikaku/20090611/05.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/siryou/kikaku/20090611/05.pdf)
- [2009b] 「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」 1-17頁
- 熊谷五郎 [2010] 「金融商品会計基準の改訂と金融規制改革」『企業会計』第62巻第4号 45-52頁
- 斎藤静樹 [2009] 「会計基準グローバル化の展望と課題」『企業会計』第61巻第1号 18-24頁
- [2010] 「コンバージェンスの岐路と IFRS の求心力」『企業会計』第62巻第2号 6-13頁
- 全国銀行協会 (JBA) [2009a] 「『金融商品会計の見直しに関する論点の整理』に対する意見について」 1-16頁  
<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/opinion/entryitems/opinion210729.pdf>
- [2009b] 「公開草案『金融商品：分類と測定』に対する意見について」 1-3頁  
<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/opinion/entryitems/opinion210914.pdf>
- [2009c] 「『公正価値測定及びその開示に関する論点の整理』に対する意見について」 1-4頁  
<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/opinion/entryitems/opinion211005.pdf>

大和総研 [2009] 「国際会計基準導入に関するアンケート調査（要約版）」 1-12頁  
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/09110901accounting.pdf>

監査法人トーマツ監証 [2009] デロイト トウシュトーマツ著 『国際財務報告基準詳説 iGAAP 金融商品編 第1版』

都 正二 [2010] 「企業経営の視点からみた時価評価」『企業会計』第62巻第1号 34-37頁

IASC [1999] IAS 39 (2008 revision), *Financial Instruments: Recognition and Measurement.*

IASB [2006] *A Roadmap for Convergence between IFRS and USGAAP 2006-2008.*

—— [2008a] Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments.*

—— [2008b] IFRS 8, *Operating Segments.*

—— [2009a] Project Summary and Feedback Statement, *IFRS 9 Financial Instruments. Part 1: Classification and Measurement.*

—— [2009b] Exposure Draft, Snapshot, *Financial Instruments : Classification and Measurement.*

—— [2009c] IFRS 9, *Financial Instruments.*

—— [2009d] *IASB completes first phase of financial instruments accounting reform.*

<http://www.iasb.org/News/IASB+completes+first+phase+of+financial+instruments+accounting+reform.htm>

—— [2009e] IFRS 9, *Financial Instruments.*

<http://www.iasb.org/CurrentProjects/IASB+Projects/Financial+Instruments+A+Replacement+of+IAS+39+Financial+Instruments+Recognitio/Financial+Instruments+Replacement+of+IAS+39.htm>

—— [2009f] *Phase I- Classification and Measurement.*

<http://www.iasb.org/Current+Projects/IASB+Projects/Financial+Instruments+A+Replacement+of+IAS+39+Financial+Instruments+Recognitio/Phase+I+-+Classification+and+measurement/Phase+I+-+Classification+and+measurement.htm>

—— [2009g] Exposure Draft, *Financial Instruments : Classification and Measurement.*

—— [2009h] Basis for Conclusions Exposure Draft, *Financial Instruments : Classification and Measurement.*

—— [2009i] Basis for Conclusions IFRS 9 Financial Instruments.

—— [2009j] How to IASB has responded to European concerns.

SEC [2008] *Roadmap for the potential use of financial statements prepared in accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. issuers.*

<http://www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf>

—— [2010] *Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards,* Release Nos.33-9109;34-61578.